

平成 27 年 12 月

第 14 回尼崎市議会定例会議案

目 次

< 予算 >

議案第 1 1 8 号 平成 2 7 年度尼崎市一般会計補正予算（第 5 号）

< 条例 >

議案第 1 1 9 号 尼崎市個人番号の利用に関する条例について

議案第 1 2 0 号 尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 1 号 尼崎市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 2 号 尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 3 号 尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 4 号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第 1 2 5 号 尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 2 6 号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

< その他 >

議案第 1 2 7 号 工事請負契約の変更について（成文小学校東棟改築等工事）

議案第 1 2 8 号 工事請負契約の変更について（園田小学校北棟改築等工事）

議案第 1 2 9 号 工事請負契約の変更について（塚口中学校北西棟改築等工事）

議案第 1 3 0 号 工事請負契約の変更について（園田中学校東棟改築等工事）

議案第 1 3 1 号 指定管理者の指定について（尼崎市立北図書館）

- 議案第 1 3 2 号 指定管理者の指定について（尼崎市立富松住宅）
- 議案第 1 3 3 号 指定管理者の指定について（尼崎市営住宅等）
- 議案第 1 3 4 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）
- 議案第 1 3 5 号 市道路線の認定及び一部廃止について

予 算

議案第 1 1 8 号

平成 2 7 年度尼崎市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 2 7 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 4 4 , 2 5 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 8 , 8 9 0 , 9 7 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 3 条 市債の変更は、「第 3 表市債補正」による。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		47,442,560	1,626	47,444,186
	10 国庫補助金	7,439,522	1,626	7,441,148
65 繰越金		99,501	1,627	101,128
	05 繰越金	99,501	1,627	101,128
75 市債		30,273,300	441,000	30,714,300
	05 市債	30,273,300	441,000	30,714,300
歳入合計		208,446,726	444,253	208,890,979

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		13,396,216	164,253	13,560,469
	05 総務管理費	10,546,957	161,000	10,707,957
	20 選挙費	136,791	3,253	140,044
15 民生費		95,816,218	280,000	96,096,218
	20 地区会館費	157,148	280,000	437,148
歳出合計		208,446,726	444,253	208,890,979

第2表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事 項	期 間	限度額
武庫支所・武庫地区会館複合施設整備事業	平成28年度	660,000
市営住宅建替事業	平成33年度	10,550,000
給食調理業務委託事業	平成28年度	570,000

第3表 市債補正

(単位 千円)

変 更

起債の目的	補正前	補正後
支所整備事業費	限度額 71,400	限度額 232,400
地区会館等整備事業費	限度額 94,300	限度額 374,300

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 5 号)

議118-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	47,442,560	1,626	47,444,186			
10 項 国庫補助金	7,439,522	1,626	7,441,148			
10 目 総務費補助金	270,772	1,626	272,398	選挙人名簿 システム等 改修費補助 金	1,626	○ (選挙管理委員会事務局) 補助率 1/2 選挙人名簿システム等の改修に伴う補正 1,626

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	99,501	1,627	101,128			
05 項 繰越金	99,501	1,627	101,128			
05 目 繰越金	99,501	1,627	101,128	繰越金	1,627	○ (企画財政局) 補正財源として前年度繰越金を補正 1,627

議118-8

歳 入
75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	30,273,300	441,000	30,714,300			
05 項 市 債	30,273,300	441,000	30,714,300			
10 目 総務債	153,400	161,000	314,400	支所整備事業債	161,000	○ (市民協働局) 武庫支所及び武庫地区会館に係る複合施設 建設に伴う補正 161,000
15 目 民生債	623,700	280,000	903,700	地区会館等 整備事業債	280,000	○ (市民協働局) 武庫支所及び武庫地区会館に係る複合施設 建設に伴う補正 280,000

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総務費	13,396,216	164,253	13,560,469	特定財源 162,626 一般財源 1,627			
05 項 総務管理費	10,546,957	161,000	10,707,957	特定財源 161,000 一般財源 0			
75 目 支所及びサ ービスセン ター費	148,575	161,000	309,575	市 債 161,000	11 需用費	400	○ 施設整備事業費（市民協働局） 161,000 武庫支所及び武庫地区会館に係る複合施設建 設に伴う補正
					15 工事請負費	160,600	

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	95,816,218	280,000	96,096,218	特定財源 280,000 一般財源 0			
20 項 地区会館費	157,148	280,000	437,148	特定財源 280,000 一般財源 0			
05 目 地区会館費	157,148	280,000	437,148	市 債 280,000	11 需 用 費	600	○ 施設整備事業費（市民協働局） 280,000 武庫支所及び武庫地区会館に係る複合施設建 設に伴う補正
					15 工事請負費	279,400	

議118-12

2 債務負担行為で平成28年度以降にわたるものについての平成26年度末までの支出額及び平成27年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

事 項	限 度 額	平成26年度末までの 支 出 額		平成27年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		一般財源
武庫支所・武庫地区会館 複 合 施 設 整 備 事 業	660,000			平成28年度まで	660,000		660,000			
市 営 住 宅 建 替 事 業	10,550,000			平成33年度まで	10,550,000	5,000,789	4,934,500		614,711	
給食調理業務委託事業	570,000			平成28年度まで	570,000				570,000	

3 市債の平成25年度末及び平成26年度末における現在高並びに平成27年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	平成25年度末現在高	平成26年度末現在高	平成27年度中増減見込み		平成27年度末 現在高見込額
			平成27年度中 起債見込額	平成27年度中 元金償還見込額	
普通債	153,815,004	149,811,911	21,663,100	18,767,250	152,707,761
土 木	60,365,686	55,516,724	4,021,100	8,500,391	51,037,433
教 育	35,596,489	40,649,011	13,257,500	4,081,812	49,824,699
市 営 住 宅	19,955,849	17,934,267	1,759,000	2,203,977	17,489,290
住宅資金貸付	41,106	32,313	-	16,096	16,217
総務	160,034	179,233	392,500	29,130	542,603
民生	6,653,037	6,442,802	1,239,500	689,474	6,992,828
衛生	22,595,068	20,734,234	644,300	2,173,339	19,205,195
労働	1,800	1,400	-	400	1,000
商 工	344,464	225,997	-	75,052	150,945
消 防	2,121,826	2,550,925	349,200	571,262	2,328,863
企業会計等出資金	5,979,645	5,545,005	-	426,317	5,118,688
災害復旧債	4,981	12,080	15,000	448	26,632
土 木	-	9,800	15,000	-	24,800
教 育	297	-	-	-	-
その他公共施設等	4,684	2,280	-	448	1,832
そ の 他	91,411,043	96,109,358	10,308,300	6,170,821	100,246,837
減税補てん債	5,437,654	3,904,378	-	559,197	3,345,181
臨時税収補てん債	864,346	654,666	-	213,894	440,772
臨時財政対策債	66,206,058	73,922,551	10,308,300	3,991,202	80,239,649
退職手当債	14,168,840	13,280,148	-	1,019,998	12,260,150
減収補てん債	4,734,145	4,347,615	-	386,530	3,961,085
合 計	245,231,028	245,933,349	31,986,400	24,938,519	252,981,230

条 例

議案第 1 1 9 号

尼崎市個人番号の利用に関する条例について

尼崎市個人番号の利用に関する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市個人番号の利用に関する条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき個人番号を利用する事務を定めるほか、同項の規定による個人番号の利用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(個人番号の利用範囲等)

第 3 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 別表第 1 の左欄に掲げる執行機関が行う事務で同表の右欄に掲げるもの
- (2) 別表第 2 の左欄に掲げる執行機関が同表の右欄に掲げる特定個人情報でその保有するものを利用して行う事務であって、同欄に掲げる特定個人情報の区分に応じてそれぞれ同表の中欄に掲げるもの
- (3) 市長が法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報でその保有するものを利用して行う事務であって、同欄に掲げる特定個人情報の区分に応じてそれぞれ同表の第 2 欄に掲げるもの

2 別表第 2 の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該事務の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる特定個人情報でその保有するものを利用することができる。ただし、法の規定に基づき情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該事務の区分に応じてそれぞれ同表の第4欄に掲げる特定個人情報でその保有するものを利用することができる。ただし、法の規定に基づき情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、本市の他の条例又は本市の規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第 1

執行機関	事 務
1 市長	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定の例により生活に困窮する外国人に対して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還請求又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護実施事務」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和 4 5 年兵庫県規則第 1 7 号）の規定により兵庫県知事に提出される書類の受理及び当該書類に記載された事項に係る事実の確認又は兵庫県知事が作成する書類の交付に関する事務（以下「兵庫県心身障害者扶養共済制度関係事務」という。）であって規則で定めるもの

別表第 2

執行機関	事 務	特定個人情報
1 市長	法別表第 1 の 7 の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法の規定の例により生活に困窮する外国人に対して行う保護の実施又は就労自立支援給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	法別表第 1 の 8 の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報で

		あって規則で定めるもの
3 市長	法別表第1の15の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	法別表第1の16の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「高齢者医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	法別表第1の19の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

6 市長	法別表第1の30の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	法別表第1の35の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	法別表第1の41の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	法別表第1の44の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	法別表第1の49の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

1 1 市長	法別表第 1 の 5 9 の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	法別表第 1 の 6 3 の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	法別表第 1 の 6 8 の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定

		めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	法別表第1の84の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	法別表第1の94の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	外国人生活保護実施事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度関係事務であって	障害者関係情報であって規則で定めるもの

	規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(説 明)

尼崎市における個人番号の利用について必要な事項を定めるため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 2 0 号

尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年尼崎市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 0 項の前の見出し中「他の法令による」を「年金たる」に改め、同項中「額は、当該」を「額は、その」に、「種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付」を「区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる年金たる給付（以下この項において「特定年金たる給付」という。）」に改め、「間、この条例の規定」の次に「（この項を除く。）」を、「第 1 4 条の 2 」の次に「及びこの項」を加え、「当該年金たる補償の種類に応じ」を「年金たる補償の区分及び」に、「当該法律による年金たる給付ごとに」を「年金たる給付の区分に応じそれぞれ」に、「率（当該年金たる給付の 2 ）」を「率（以下「調整率」という。）（ 2 の特定年金たる給付」に、「当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た」を「これらの調整率を合計した」に、「額が」を「額が、」に、「から当該」を「からその」に、「同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年金たる給付の 2 ）」を「特定年金たる給付の年額（ 2 の特定年金たる給付」に、「その合計額」を「これらの合計額」に、「残額」を「額」に、「とし、その」を「（その」に、「ものとする」を「。）とする」に改め、同項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）の規定による	0 . 7 3
--------	------------------------------------	---------

	障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項若しくは第65条第1項の規定により支給される障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4第1項の規定により支給される障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）	
	障害厚生年金等（その補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（その補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項若しくは第61条第1項に規定する給付に該当する障害共済年金（以下「旧国共済法等の規定による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（その補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（その補償の事由となった障害について障害厚	0.88

	生年金等又は旧国共済法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	
	旧船員保険法の規定による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項若しくは第65条第1項の規定により支給される遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。)	0.8
	遺族厚生年金等(その補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84
	遺族基礎年金(その補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項若しくは第61条第1項に規定する給付に該当する遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.8
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.8
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.9

付則第21項中「額は、」の次に「その補償の事由と」を加え、「法律による」を削り、「年金たる給付が」を「年金たる給付(以下この項において「特定年金たる給付」という。)が」に改め、「間、この条例の規定」の次に「(この項を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「に、同表の左欄」を「(以下この項において「標準額」とい

う。) に、同欄」に、「種類に応じ」を「区分に応じそれぞれ」に、「がこの条例の規定による休業補償の額」を「が、当該標準額」に、「当該年金たる給付の額」を「特定年金たる給付の年額」に、「残額」を「額」に改め、同項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0 . 7 3
障害厚生年金等（その補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0 . 8 6
障害基礎年金（その補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は旧国共済法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0 . 8 8
旧船員保険法の規定による障害年金	0 . 7 5
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0 . 7 5
旧国民年金法の規定による障害年金	0 . 8 9

付則第 2 1 項を付則第 2 2 項とし、付則第 2 0 項の次に次の 1 項を加える。

2 1 前項の規定は、平成 2 4 年一元化法第 2 条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号。以下この項において「改正前国共済法」という。）の規定による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 2 7 年政令第 3 4 5 号）第 8 条第 1 項の規定により読み替えられた平成 2 4 年一元化法附則第 3 6 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第 8 2 条第 2 項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は同令第 8 条第 1 項の規定により読み替えられた平成 2 4 年一元化法附則第 3 6 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第 8 9 条第 3 項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）又は平成 2 4 年一元化法第 3 条の規定による改正前の地方公務員等共済組合

法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）の規定による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は同令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）の受給権者が、前項の年金たる補償の事由と同一の事由により、平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法の規定による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により支給される年金である給付に該当する障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により支給される年金である給付に該当する障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、適用しない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第20項及び第21項の規定は、平成28年1月1日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた年金たる補償で同日以後の期間に係るものについて適用し、同日前に支給

すべき事由の生じた年金たる補償で同日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例付則第22項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

(説 明)

被用者年金制度の一元化に伴い実施された常勤職員の公務災害補償制度の改正に準じて、本市の非常勤職員の公務災害補償制度を改正するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 2 1 号

尼崎市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の再任用に関する条例（平成 1 3 年尼崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

付則第 4 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）附則第 1 8 条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（ 説 明 ）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 3 号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 2 2 号

尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例について

尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例

(尼崎市市税条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市市税条例 (昭和 2 5 年尼崎市条例第 6 1 号) の一部を次
のように改正する。

第 5 条第 1 項中「次条」を「以下この節」に改める。

第 5 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(個人番号を有しない個人等に係る申告等の手続の特例)

第 5 条の 3 個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律 (平成 2 5 年法律第 2 7 号) 第 2 条第
5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。) を有しない個人及び
法人番号 (同条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)
を有しない法人 (法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定
めがあるものを含む。第 2 章第 1 節、第 5 7 条第 3 項及び第 4 項並
びに第 3 章第 2 節を除き、以下同じ。) は、この条例等の規定に基
づく申告、申請、届出その他の市長に対してする通知に係る書面で
この条例等の規定により個人番号又は法人番号を記載することとさ
れているものについては、当該規定にかかわらず、個人番号及び法
人番号を記載することを要しない。

第 1 5 条の 2 の次に次の 8 条を加える。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入)

第 1 5 条の 3 市長は、法第 1 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴
収の猶予 (以下この節において「徴収の猶予」という。) をする場

合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を、当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させ、又は納入させることができる。

- 2 市長は、法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予期間の延長をする金額を、当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させ、又は納入させることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により徴収の猶予をする金額を分割して納付させ、若しくは納入させ、又は前項の規定により徴収の猶予期間の延長をする金額を分割して納付させ、若しくは納入させる場合においては、これらの分割納付の各納付期限及び当該納付期限ごとの納付金額又はこれらの分割納入の各納入期限及び当該納入期限ごとの納入金額（以下この節において「納付期限等」という。）を定めるものとする。
- 4 市長は、前項の規定により納付期限等を定めたときは、法第15条の2の2第1項の規定による通知に併せて、当該納付期限等を定めた旨、当該納付期限等その他市長が必要と認める事項を徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者で第3項の規定により納付期限等が定められたものが、その各納付期限までに当該納付期限に係る納付金額を納付し、又はその各納入期限までに当該納入期限に係る納入金額を納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、その分割納付の各納付期限若しくは当該納付期限ごとの納付金額又はその分割納入の各納入期限若しくは当該納入期限ごとの納入金額を変更することがで

きる。

- 6 市長は、前項の規定により分割納付の各納付期限若しくは当該納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限若しくは当該納入期限ごとの納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の納付期限等その他市長が必要と認める事項をその変更を受けた者に通知しなければならない。

(法第 15 条の 2 第 1 項の条例で定める事項等)

第 15 条の 4 法第 15 条の 2 第 1 項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 徴収の猶予（法第 15 条第 1 項の規定によるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を受けようとする者の住所、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）
- (2) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実及び当該事実に基づき徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (3) 納付し、又は納入すべき市税の税目、年度、納期限及び金額
- (4) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
- (5) 徴収の猶予を受けようとする期間
- (6) 前条第 1 項の規定による分割納付又は分割納入の方法によることを希望するか否か
- (7) 前号に規定する方法によることを希望する場合にあっては、納付期限等
- (8) 徴収の猶予を受けようとする金額が 1,000,000 円を超え、かつ、その期間が 3 か月を超える場合にあっては、提供しようとする担保で法第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当するものの種類、数量、所在及び価格（当該担保が同項第 6 号に該当するときは、同号の保証人の住所又は居所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びにその代表者の氏名））（以下「提供担保情報」という。）

- (9) 前号に規定する場合において、法第16条第1項各号に掲げる担保をいずれも提供することができない特別の事情があるときは、当該事情の詳細
- (10) その他市長が必要と認める事項
- 2 法第15条の2第1項の条例で定める書類は、次のとおりとする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証する書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により同条に規定する書類を提出すべき場合にあっては、当該書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 法第15条の2第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 徴収の猶予（法第15条第2項の規定によるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を受けようとする者の住所、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）
- (2) 徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (3) 納付し、又は納入すべき市税の税目、年度、納期限及び金額
- (4) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
- (5) 徴収の猶予を受けようとする期間
- (6) 前条第1項の規定による分割納付又は分割納入の方法によることを希望するか否か
- (7) 前号に規定する方法によることを希望する場合にあっては、納付期限等
- (8) 徴収の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その期間が3か月を超える場合にあっては、提供担保情報

- (9) 前号に規定する場合において、法第16条第1項各号に掲げる担保をいずれも提供することができない特別の事情があるときは、当該事情の詳細
 - (10) その他市長が必要と認める事項
- 4 法第15条の2第2項の条例で定める書類は、次のとおりとする。
- (1) 第2項第2号及び第4号に掲げる書類
 - (2) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 5 法第15条の2第3項の条例で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする者の住所、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）
 - (2) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (3) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 納付し、又は納入すべき市税の税目、年度、納期限及び金額
 - (5) 前号の金額のうち徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額
 - (6) 前条第2項の規定による分割納付又は分割納入の方法によることを希望するか否か
 - (7) 前号に規定する方法によることを希望する場合にあっては、納付期限等
 - (8) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その期間が3か月を超える場合にあっては、提供担保情報
 - (9) 前号に規定する場合において、法第16条第1項各号に掲げる担保をいずれも提供することができない特別の事情があるときは、当該事情の詳細
 - (10) その他市長が必要と認める事項
- 6 法第15条の2第3項の条例で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 第 2 項第 2 号及び第 4 号に掲げる書類

(2) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(3) その他市長が必要と認める書類

7 法第 15 条の 2 第 4 項の条例で定める書類は、令第 6 条の 10 の規定により同条に規定する書類を提出すべき場合における当該書類その他市長が必要と認める書類とする。

8 法第 15 条の 2 第 8 項の条例で定める期間は、20 日間とする。

(職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入)

第 15 条の 5 第 15 条の 3 の規定は、法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予(以下この節において「職権による換価の猶予」という。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(法第 15 条の 5 の 2 第 1 項及び第 2 項の条例で定める書類)

第 15 条の 6 法第 15 条の 5 の 2 第 1 項及び第 2 項の条例で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 第 15 条の 4 第 2 項第 2 号及び第 4 号に掲げる書類

(2) 市長が指定する日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(法第 15 条の 6 第 1 項の条例で定める期間)

第 15 条の 7 法第 15 条の 6 第 1 項の条例で定める期間は、6 か月間とする。

(申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入)

第 15 条の 8 第 15 条の 3 の規定は、法第 15 条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予(以下「申請による換価の猶予」という。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(法第 15 条の 6 の 2 第 1 項の条例で定める事項等)

第15条の9 法第15条の6の2第1項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請による換価の猶予を受けようとする者の住所、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）
- (2) 申請による換価の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (3) 納付し、又は納入すべき市税の税目、年度、納期限及び金額
- (4) 前号の金額のうち、受けようとする申請による換価の猶予に係るもの
- (5) 申請による換価の猶予を受けようとする期間
- (6) 前条において読み替えて準用する第15条の3第1項の規定による分割納付又は分割納入の方法によることを希望するか否か
- (7) 前号に規定する方法によることを希望する場合にあっては、納付期限等
- (8) 受けようとする申請による換価の猶予に係る金額が1,000,000円を超え、かつ、その期間が3か月を超える場合にあっては、提供担保情報
- (9) 前号に規定する場合において、法第16条第1項各号に掲げる担保をいずれも提供することができない特別の事情があるときは、当該事情の詳細
- (10) その他市長が必要と認める事項

2 法第15条の6の2第1項の条例で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 第15条の4第2項第2号及び第4号に掲げる書類
- (2) 申請による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 法第15条の6の2第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長（以下この節において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）を受けようとする者の住所、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）
- (2) 申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予に係る金額を納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (3) 申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 納付し、又は納入すべき市税の税目、年度、納期限及び金額
- (5) 前号の金額のうち、受けようとする申請による換価の猶予期間の延長に係るもの
- (6) 前条において読み替えて準用する第15条の3第2項の規定による分割納付又は分割納入の方法によることを希望するか否か
- (7) 前号に規定する方法によることを希望する場合にあっては、納付期限等
- (8) 受けようとする申請による換価の猶予期間の延長に係る金額が1,000,000円を超え、かつ、その期間が3か月を超える場合にあっては、提供担保情報
- (9) 前号に規定する場合において、法第16条第1項各号に掲げる担保をいずれも提供することができない特別の事情があるときは、当該事情の詳細
- (10) その他市長が必要と認める事項

4 法第15条の6の2第2項の条例で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 第15条の4第2項第2号及び第4号に掲げる書類
- (2) 申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを

明らかにする書類

(3) その他市長が必要と認める書類

5 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日間とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第15条の10 法第16条第1項ただし書の条例で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 徴収の猶予、徴収の猶予期間の延長、職権による換価の猶予、法第15条の5第2項において準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長、申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長(次号において「徴収の猶予等」という。)に係る金額が1,000,000円以下である場合

(2) 徴収の猶予等の期間が3か月以内である場合

(3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

第33条の9中「名称」の次に「、法人番号」を加える。

第34条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号」に、「及び名称」を「、名称及び法人番号」に改める。

第38条の見出し中「省令」の次に「第15条の3第2項」を加え、同条第1項中「省令」の次に「第15条の3第2項」を加え、「当該」を「区分所有に係る」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)」に改める。

第39条の2の見出し中「案分」を「^{あん}按分」に改め、同条第1項中「案分の」を「^{あん}按分の」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)」に改め、同項第5号中「案分する」を「^{あん}按分する」に改め、同条第2項中「案分の」を「^{あん}按分の」に、「本条」を「この条」に、「、次の」を「次の」に改め、

同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）」に改め、同項第6号中「案分する」を「^{あん}按分する」に改める。

第48条第5項中「、第3項又は前項」を「又は前2項」に、「添付して、市長に申請しなければ」を「添えて市長に提出しなければ」に、「、第4号又は第5号の減免理由がある」を「から第5号までのいずれかに該当する」に、「場合に限り、市長は、申請を待たずして減免することができる」を「ときは、この限りでない」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）」に改め、同条第6項中「及び」を「又は」に、「よって」を「よる」に、「その旨」を「、その旨」に改める。

第50条の2中「第49条又は前条の規定」を「前2条に規定する住宅のいずれか」に、「同条」を「これら」に改め、「次」の次に「の各号」を加え、同条第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）」に改める。

第51条の3第1項中「賦課期日」を「賦課期日現在」に改め、「次」の次に「の各号」を加え、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）」に改め、同条第2項中「賦課期日」を「賦課期日現在」に改める。

第51条の4第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）」に改め、同項第4号及び第6号中「賦課期日」を「賦課期日現在」に改める。

第69条第3項第1号中「住所及び氏名」を「納税義務者の住所、氏名及び個人番号」に、「及び名称」を「、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名」に改め、同条第4項中「及び」を「又は」に改め

る。

第96条の14第1項第1号を次のように改める。

- (1) 鉱泉浴場を經營する者の住所、氏名及び個人番号（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）

第96条の14第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「その旨」を「、その旨」に改める。

附則第7項中「第15条第31項」を「第15条第33項」に改め、附則第34項の表第62条第2号ウの項中「8,000円」を「8,100円」に改め、附則第43項第1号、第45項第1号、第47項第1号、第49項第1号及び第52項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号」に、「及び名称」を「、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名」に改める。

（尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 尼崎市市税条例の一部を改正する条例（平成26年尼崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中尼崎市市税条例第19条の改正規定を次のように改める。

第19条第11項中「次に掲げる区分に応じ当該号に定める」を「同法第28条第2項に規定する給与所得控除額の2分の1に相当する」に改め、同項各号を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中附則第7項及び第34項の表第62条第2号ウの項の改正規定並びに第2条の規定 公布の日
- (2) 第1条の規定（第15条の2の次に8条を加える改正規定並びに前号及び次号に掲げる改正規定を除く。） 平成28年1月1日
- (3) 第1条中第34条の2第1項第1号の改正規定及び付則第4項の規定 平成29年4月1日

(徴収猶予等に関する経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の尼崎市市税条例 (以下「改正後の条例」という。) 第 1 5 条の 3 及び第 1 5 条の 4 並びに第 1 5 条の 1 0 (地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) 第 1 5 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長 (以下「徴収の猶予等」という。) に係る部分に限る。) の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に申請される徴収の猶予等について適用する。
- 3 改正後の条例第 1 5 条の 7、第 1 5 条の 8 において読み替えて準用する改正後の条例第 1 5 条の 3 及び第 1 5 条の 9 並びに第 1 5 条の 1 0 (地方税法第 1 5 条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。) の規定は、施行日以後に同法第 1 5 条の 6 第 1 項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

- 4 改正後の条例第 3 4 条の 2 第 1 項の規定 (個人の市民税に係る部分に限る。) は、平成 2 9 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 2 8 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(説 明)

地方税法等の一部を改正する法律 (平成 2 7 年法律第 2 号) の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 2 3 号

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

尼崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年尼崎市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 0 項の前の見出し中「他の法律による」を「年金たる」に改め、同項中「当該損害補償」を「その損害補償」に、「種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付」を「区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる年金たる給付（以下この項において「特定年金たる給付」という。）」に改め、「間、この条例の規定」の次に「（この項を除く。）」を、「第 1 9 条の 2 」の次に「及びこの項」を加え、「額に、同表の左欄に掲げる当該」を「年額に、同表の左欄に掲げる」に、「種類に応じ同表の右欄」を「区分に応じそれぞれ同表の右欄」に、「額が」を「額が、」に、「額から」を「年額から」に、「同表の中欄に掲げる年金たる給付の額」を「特定年金たる給付の年額」に、「残額」を「額」に、「を支給し、その」を「（その」に改め、「切り上げる」の次に「。）を支給する」を加え、同項の表を次のように改める。

1 特殊公務外傷 病補償年金（傷 病補償年金で、 第 1 8 条の 2 の 規定が適用され たもの以外のも のをいう。以下	厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）の規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 3 号。以下「平成 2 4 年一元化法」という。）附則第 4 1 条第 1 項若しくは第 6 5 条第 1 項の規定により支給される	0 . 7 3
---	---	---------

<p>同じ。)</p>	<p>障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4第1項の規定により支給される障害基礎年金(以下「特定障害基礎年金」という。))を除く。以下「障害基礎年金」という。)</p>	
<p>2 特殊公務上傷病補償年金(第18条の2の規定が適用された傷病補償年金をいう。以下同じ。)</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82(傷病等級の第1級又は第2級に該当する障害に係るものについては、0.81)</p>
<p>3 特殊公務外障害補償年金(障害補償年金で、第18条の2の規定が適用されたもの以外のものをいう。以下同じ。)</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.73</p>
<p>4 特殊公務上障害補償年金(第18条の2の規定が適用された障害補償年金をいう。以下同じ。)</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82(障害等級の第1級又は第2級に該当する障害に係るものについては、0.81)</p>

<p>5 特殊公務外遺族補償年金（遺族補償年金で、第18条の2の規定が適用されたもの以外のものをいう。以下同じ。）</p>	<p>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項若しくは第65条第1項の規定により支給される遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金（以下「特定遺族基礎年金」という。）を除く。以下「遺族基礎年金」という。）</p>	<p>0.8</p>
<p>6 特殊公務上遺族補償年金（第18条の2の規定が適用された遺族補償年金をいう。以下同じ。）</p>	<p>遺族厚生年金等及び遺族基礎年金</p>	<p>0.87</p>

付則第31項中「者が、当該」を「者が、その」に、「種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付」を「区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる年金たる給付（以下この項において「特定年金たる給付」という。）」に改め、「間、この条例の規定」の次に「（この項を除く。）」を、「第19条の2」の次に「及びこの項」を加え、「額に、同表の左欄に掲げる当該」を「年額に、同表の左欄に掲げる」に、「種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による」を「区分及び同表の中欄に掲げる」に、「ごとに」を「の区分に応じそれぞれ」に、「額が」を「額が、」に、「額から当該」を「年額からその」に、「同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額」を「特定年金たる給付の年額」に、「残額」を「額」に、「を支給し、その」を「（その」に改め、

「切り上げる」の次に「。）を支給する」を加え、同項の表を次のように改める。

1 特殊公務外傷 病補償年金	障害厚生年金等	0.86
	障害基礎年金（その損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項、第61条第1項若しくは第79条に規定する給付に該当する障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下「旧農林共済法」という。）の規定による障害共済年金（以下「旧国共済法等の規定による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
2 特殊公務上傷 病補償年金	障害厚生年金等	0.91（傷病等級の第1級又は第2級に該当する障害に係るものにあつては、0.9）
	障害基礎年金（その損害補償の事由となった障害について旧国共済法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（傷病等級の第1級に該当する障害に係るものにあつては、0.91）
3 特殊公務外障 害補償年金	障害厚生年金等	0.83
	障害基礎年金（その損害補償の事由となった障害について旧国共済法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

4 特殊公務上障害補償年金	障害厚生年金等	0.89 (障害等級の第1級又は第2級に該当する障害に係るものにあつては、0.88)
	障害基礎年金 (その損害補償の事由となつた障害について旧国共済法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92 (障害等級の第1級に該当する障害に係るものにあつては、0.91)
5 特殊公務外遺族補償年金	遺族厚生年金等	0.84
	遺族基礎年金 (その損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項、第61条第1項若しくは第79条に規定する給付に該当する遺族共済年金又は旧農林共済法の規定による遺族共済年金 (以下「旧国共済法等の規定による遺族共済年金」という。)) が支給される場合を除く。) 又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88
6 特殊公務上遺族補償年金	遺族厚生年金等	0.89
	遺族基礎年金 (その損害補償の事由となつた死亡について旧国共済法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。) 又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.92

付則第32項中「当該損害補償」を「その損害補償」に、「種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付」を「区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる年金たる給付 (以下この項において「特定年金たる給付」という。) 」に改め、「間、この条例の規定」の次に「 (この項を除く。) 」を、「第19条の2」の次に「及びこの項」を加え、

「額に、同表の左欄に掲げる当該」を「年額に、同表の左欄に掲げる」に、「種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに」を「区分及び同表の中欄に掲げる年金たる給付の区分に応じそれぞれ」に、「率（当該年金たる給付の2）」を「率（以下「調整率」という。）」（2の特定年金たる給付）に、「当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た」を「これらの調整率を合計した」に、「額が」を「額が、」に、「額から」を「年額から」に、「同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年金たる給付の2）」を「特定年金たる給付の年額（2の特定年金たる給付）に、「その合計額」を「これらの合計額」に、「残額」を「額」に、「を支給し、その」を「（その）」に改め、「切り上げる」の次に「。）を支給する」を加え、同項の表を次のように改める。

1 特殊公務外傷 病補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。）	0.89
2 特殊公務上傷 病補償年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.83（傷病等級の第1級に該当する障害に係るものにあつては、0.82）

	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.83 (傷病等級の第1級に該当する障害に係るものにあつては、0.82)
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.93 (傷病等級の第1級又は第2級に該当する障害に係るものにあつては、0.92)
3 特殊公務外障害補償年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.89
4 特殊公務上障害補償年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.83 (障害等級の第1級に該当する障害に係るものにあつては0.81、障害等級の第2級に該当する障害に係るものにあつては0.82)
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.83 (障害等級の第1級に該当する障害に係るものにあつては0.81、障害等級の第2級に該当する障害に係るものにあつては0.82)
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.93 (障害等級

		の第1級又は第2級に該当する障害に係るものにあつては、 0.92)
5 特殊公務外遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金（以下「旧船員保険法の規定による遺族年金」という。）	0.8
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による遺族年金」という。）	0.8
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金（以下「旧国民年金法の規定による母子年金等」という。）	0.9
6 特殊公務上遺族補償年金	旧船員保険法の規定による遺族年金	0.87
	旧厚生年金保険法の規定による遺族年金	0.87
	旧国民年金法の規定による母子年金等	0.93

付則第33項中「、当該」を「、その」に、「法律による年金たる給付」を「年金たる損害補償の区分に応じ当該号に定める年金たる給付（以下この項において「特定年金たる給付」という。）」に改め、「間、この条例の規定」の次に「（この項を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「額から当該号に掲げる年金たる給付の額」を「年額から特定年金たる給付の年額」に、「残額」を「額」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 傷病補償年金又は障害補償年金 特定障害基礎年金
- (2) 遺族補償年金 特定遺族基礎年金

付則第 3 4 項を次のように改める。

3 4 休業補償を受ける権利を有する者が、その損害補償の事由と同一の事由について次表の左欄に掲げる年金たる給付（以下この項において「特定年金たる給付」という。）の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定（この項を除く。以下この項において同じ。）にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同欄に掲げる年金たる給付の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が、当該休業補償の額から当該同一の事由について支給される特定年金たる給付の年額（2の特定年金たる給付が支給される場合にあっては、これらの合計額）を365で除して得た額を控除した額を下回る場合には、当該額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（その損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（その損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は旧国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

付則第 3 5 項中「者が、」の次に「その損害補償の事由と」を加え、「法律による年金たる給付の支給」を「年金たる給付（以下この項において「特定年金たる給付」という。）の支給」に改め、「間、この条例の規定」の次に「（この項を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同表の左欄に掲げる法律による」を「同欄に掲げる」に、「種類に応じ」を「区分に応じそれぞれ」に、「がこの条例の規定による」を「が、当該」に改め、「から」の次に「当該」を加え、「当該年金たる給付の額」を「特定年金たる給付の年額」に、「残額」を「額」に改め、付則第 3 6 項中「条例の規定」の次に「（この項を除く。）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市消防団員等公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）付則第30項から第32項までの規定（改正後の条例付則第30項の表第2項に規定する特殊公務上傷病補償年金、同表第4項に規定する特殊公務上障害補償年金及び同表第6項に規定する特殊公務上遺族補償年金（以下これらを「特殊公務上傷病補償年金等」という。）に係る部分に限る。）は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた特殊公務上傷病補償年金等及び適用日前に支給すべき事由の生じた特殊公務上傷病補償年金等で適用日以後の期間に係るものについて適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた特殊公務上傷病補償年金等で適用日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。この場合において、適用日から同年12月31日までの間に支給すべき事由の生じた特殊公務上傷病補償年金等及び適用日前に支給すべき事由の生じた特殊公務上傷病補償年金等で適用日から同月31日までの間に係るものに係る改正後の条例付則第30項及び第31項の規定の適用については、改正後の条例付則第30項の表第2項中「障害厚生年金等」とあるのは、「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。
- 3 前項に規定するもののほか、改正後の条例付則第30項から第32項までの規定は、平成28年1月1日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償で同日以後の期間に係るものについて適用し、同日前に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償で同日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例付則第34項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 5 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前

の尼崎市消防団員等公務災害補償条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された年金たる損害補償のうち尼崎市消防団員等公務災害補償条例第18条の2の規定が適用されたもの（適用日前に支給すべき事由の生じたもので適用日前の期間に係るものを除く。）は、これらの改正前の条例の規定に相当する改正後の条例の規定に基づく特殊公務上傷病補償年金等の内払とみなす。

（ 説 明 ）

被用者年金制度の一元化による地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第346号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 2 4 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例について

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例

(尼崎市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市都市公園条例 (昭和 3 3 年尼崎市条例第 1 7 号) の一部
を次のように改正する。

別表第 2 (5) ア (7) 中「中学校 (これに準ずる学校) の次に「並びに
義務教育学校の後期課程」を加える。

(尼崎市交通遺児激励金支給条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市交通遺児激励金支給条例 (昭和 4 4 年尼崎市条例第 9
号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「、中学校、」を「若しくは中学校、同法に規定す
る義務教育学校 (以下「義務教育学校」という。) 、同法に規定す
る」に、「又は」を「 (以下「中等教育学校前期課程」という。) 又
は同法に規定する」に改め、同条第 5 号中「義務教育諸学校のうち中
学校、中等教育学校の前期課程又は」を「学校教育法に規定する中学
校、同法に規定する義務教育学校の後期課程 (以下「義務教育学校後
期課程」という。) 、中等教育学校前期課程、同法に規定する」に、
「中学部 (」を「中学部又は」に改め、「を含む。) 」を削る。

第 4 条第 1 項第 2 号の表中「中学校等を卒業 (中等教育学校の前期
課程にあっては、その修了) する」を「、中学校等 (義務教育学校後
期課程及び中等教育学校前期課程を除く。) 若しくは義務教育学校を
卒業し、又は中等教育学校前期課程を修了する」に改め、同条第 2 項
中「前項の就学激励金」を「激励金」に改める。

(尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例 (昭和 4 5 年尼崎市条例第 2 8 号) の一部を次のように改正する。

別表 1 プールの使用料中「中学校 (これに準ずる学校) 」の次に「並びに義務教育学校の後期課程」を加え、「学校を」を「学校及び義務教育学校の前期課程を」に改める。

(尼崎市教育支援委員会条例の一部改正)

第 4 条 尼崎市教育支援委員会条例 (昭和 5 5 年尼崎市条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 5 条 尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例 (平成 2 6 年尼崎市条例第 2 6 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 1 条」を削り、「 (以下「小学校」を「又は義務教育学校の前期課程 (以下「小学校等」に改める。

第 1 2 条第 1 号中「小学校」を「小学校等」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

学校教育法等の一部を改正する法律 (平成 2 7 年法律第 4 6 号) の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 2 5 号

尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市住民基本台帳カードの利用に関する条例 (平成 2 7 年尼崎市条例第 2 7 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「条例は、」の次に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 2 5 年法律第 2 8 号) 第 2 0 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 1 9 条の規定による改正前の」を加え、「。以下「法」を「) (以下「旧法」に改める。

第 2 条各号列記以外の部分中「法」を「旧法」に改め、同条第 1 号中「法」を「住民基本台帳法 (以下「法」という。) 」に改める。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 3 号並びに第 7 条第 2 号中「法」を「旧法」に改める。

(尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市印鑑条例の一部を改正する条例 (平成 2 7 年尼崎市条例第 3 4 号) の一部を次のように改正する。

尼崎市印鑑条例 (昭和 5 0 年尼崎市条例第 1 5 号) 第 1 6 条に 1 項を加える改正規定中「住民基本台帳法」の前に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 2 5 年法律第 2 8 号) 第 2 0 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 1 9 条の規定による改正前の」を加える。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(説 明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 2 6 号

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

尼崎市国民健康保険条例（昭和 3 4 年尼崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条の 5 中「、当該」を「当該」に改め、同条第 2 号中「氏名」の次に「及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号」を加える。

付 則

この条例は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 2 7 年厚生労働省令第 1 5 0 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 1 2 7 号

工事請負契約の変更について

成文小学校東棟改築等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 成文小学校東棟改築等工事請負契約の変更のため |
| 2 契約の内容 | 工事場所 尼崎市大島 2 丁目 3 3 番 1 号
工事概要 東棟改築等工事 |
| 3 変更後の契約金額 | 9 6 1 , 7 0 8 , 6 8 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 尼崎市玄番南之町 4 番地
柄谷・トータルサプライ共同企業体
代表者 株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

(説 明)

当初契約を平成 2 6 年 3 月 1 1 日に、変更契約を平成 2 6 年 1 0 月 3 日に議決された成文小学校東棟改築等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	東棟改築工事
	鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟
	敷地面積 17,638.83平方メートル
	建築面積 767.07平方メートル
	延べ面積 2,980.39平方メートル
	(主な諸室)
	特別支援学級、特別教室(理科教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室)、保健室、多目的スペース
	西棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟
	延べ面積 2,549平方メートル
	主な工法 ピタコラム工法
	体育館耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟
延べ面積 887平方メートル	
主な工法 鉄骨水平ブレース補強	
既存校舎等解体工事(東棟等)	
既存校舎改修工事(西棟等)	
屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)	
今回変更内容	
賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用 (尼崎市工事請負契約書第26条関係)	

変更前契約

- 1 契約の目的 成文小学校東棟改築等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市大島2丁目33番1号

工事概要 東棟改築等工事

- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 9 5 6 , 4 5 9 , 8 8 0 円
- 5 契約の相手方 尼崎市玄番南之町4番地

柄谷・トータルサプライ共同企業体

代表者 株式会社柄谷工務店

代表取締役 柄 谷 順 一 郎

議案第 1 2 8 号

工事請負契約の変更について

園田小学校北棟改築等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 園田小学校北棟改築等工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市食満 1 丁目 1 番 2 号
工事概要 北棟改築等工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 9 9 1 , 1 7 4 , 3 2 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市玄番南之町 4 番地
柄谷・昌平共同企業体
代表者 株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

(説 明)

当初契約を平成 2 6 年 2 月 2 8 日に、変更契約を平成 2 6 年 1 0 月 3 日に議決された園田小学校北棟改築等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	北棟改築工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 敷地面積 18,851.27平方メートル 建築面積 1,131.43平方メートル 延べ面積 4,368.78平方メートル (主な諸室) 特別教室(理科教室、生活教室、音楽教室、図画工 作教室、家庭教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、 図書室)、多目的スペース
	体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟 延べ面積 890平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強
	給食室棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 平屋建て 1棟 延べ面積 297平方メートル 主な工法 開口閉塞
	既存校舎等解体工事(北棟、北便所棟等)
	既存校舎改修工事(中棟、南棟等)
	屋外付帯工事(外構等)
	今回変更内容 賃金又は物価の変動に伴うインフレライドの適用 (尼崎市工事請負契約書第26条関係)

変更前契約

- 1 契約の目的 園田小学校北棟改築等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市食満1丁目1番2号

工事概要 北棟改築等工事

- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 975,913,920円
- 5 契約の相手方 尼崎市玄番南之町4番地
柄谷・昌平共同企業体
代表者 株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎

議案第 1 2 9 号

工事請負契約の変更について

塚口中学校北西棟改築等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 塚口中学校北西棟改築等工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市富松町 4 丁目 3 1 番 1 号
工事概要 北西棟改築等工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 1 , 2 5 7 , 1 7 2 , 8 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市玄番南之町 4 番地
柄谷・カラタニエンジニアリング共同企業体
代表者 株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

(説 明)

平成 2 5 年 1 0 月 4 日に議決された塚口中学校北西棟改築等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	北西棟改築工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て(一部5階建て) 1棟 敷地面積 21,489.43平方メートル 建築面積 1,603.16平方メートル 延べ面積 6,411.74平方メートル (主な諸室) 普通教室、特別教室(理科教室、音楽教室、調理教室、コンピュータ教室、図書室)、管理諸室、多目的スペース、プール
	武道場改築工事 鉄骨造り 平屋建て 1棟 建築面積 172.41平方メートル 延べ面積 158.45平方メートル
	体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟 延べ面積 1,079平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強
	既存校舎等解体工事(北西棟、南棟等)
	既存校舎改修工事(北東棟、東棟等)
	屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)
	今回変更内容 賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用 (尼崎市工事請負契約書第26条関係)

変更前契約

- 1 契約の目的 塚口中学校北西棟改築等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市富松町4丁目31番1号

工事概要 北西棟改築等工事

- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 1,213,800,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市玄番南之町4番地

柄谷・カラタニエンジニアリング共同企業体

代表者 株式会社柄谷工務店

代表取締役 柄 谷 順 一 郎

議案第 130 号

工事請負契約の変更について

園田中学校東棟改築等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 27 年 12 月 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 契約の目的 | 園田中学校東棟改築等工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市食満 1 丁目 1 番 1 号
工事概要 東棟改築等工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 1,085,775,600 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 15 号
青木あすなる・山本共同企業体
代表者 青木あすなる建設株式会社神戸支店
支店長 中 島 明 夫 |

(説 明)

平成 25 年 10 月 4 日に議決された園田中学校東棟改築等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	東棟改築工事
	鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟
	敷地面積 23,727.78平方メートル
	建築面積 1,331.68平方メートル
	延べ面積 4,241.76平方メートル
	(主な諸室)
	普通教室、特別教室(音楽教室、家庭教室、図書室)、 管理諸室、多目的スペース
	体育館耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 3階建て 1棟
	延べ面積 1,308平方メートル
主な工法 鉄骨屋根補強	
既存校舎等解体工事(東棟等)	
既存校舎改修工事(西棟、特別教室棟)	
屋外付帯工事(外構等)	
今回変更内容	
賃金又は物価の変動に伴うインフレライドの適用 (尼崎市工事請負契約書第26条関係)	

変更前契約

- 1 契約の目的 園田中学校東棟改築等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市食満1丁目1番1号
工事概要 東棟改築等工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 1,047,900,000円
- 5 契約の相手方 神戸市中央区御幸通6丁目1番15号
青木あすなる・山本共同企業体

代表者 青木あすなる建設株式会社神戸支店
支店長 中 島 明 夫

議案第 1 3 1 号

指定管理者の指定について

尼崎市立北図書館の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立北図書館 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市南武庫之荘 3 丁目 2 1 番 2 1 号 |
| 3 | 指定管理者 | 東京都文京区大塚 3 丁目 1 番 1 号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 石 井 昭 |
| 4 | 指定期間 | 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで |

(説 明)

尼崎市立北図書館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 1 3 2 号

指定管理者の指定について

尼崎市立富松住宅の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立富松住宅 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市富松町 3 丁目 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市西長洲町 2 丁目 3 番 1 1 号
富松ナビ・みらい
代表者 株式会社大道プロミネンス
代表取締役 勇 正一郎 |
| 4 | 指定期間 | 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで |

(説 明)

尼崎市立富松住宅の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 1 3 3 号

指定管理者の指定について

尼崎市営住宅等の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 市営住宅等の名称及び位置

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年尼崎市条例第 2 9 号）別表、尼崎市改良住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年尼崎市条例第 3 0 号）別表、尼崎市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年尼崎市条例第 3 1 号）別表、尼崎市再開発住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年尼崎市条例第 3 2 号）別表、尼崎市従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 0 年尼崎市条例第 2 8 号）別表並びに尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成 7 年尼崎市条例第 4 7 号）別表に掲げる名称及び位置のとおり

2 指定管理者

- (1) 南部地域（本市の市域のうち、阪神間都市計画道路 3 . 3 . 1 8 1 号山手幹線以南の区域（戸ノ内町 1 丁目から 6 丁目までの区域を除く。）をいう。以下同じ。）に存する市営住宅等（指定期間満了までに南部地域内において建替え等により新たに設置される市営住宅等を含む。）

西宮市六湛寺町 9 番 1 6 号

日本管財株式会社

代表取締役社長 福 田 慎太郎

- (2) 北部地域（本市の市域のうち、阪神間都市計画道路 3 . 3 . 1 8 1 号山手幹線以北の区域及び戸ノ内町 1 丁目から 6 丁目までの区域をいう。以下同じ。）に存する市営住宅等（指定期間満了までに北部地域内において建替え等により新たに設置される市営住宅等を含む。）

東京都世田谷区用賀4丁目10番1号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 岡本 潮

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(説明)

尼崎市営住宅等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

事項は、市長に一任する。

(説 明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

議案第 1 3 5 号

市道路線の認定及び一部廃止について

市道路線を次のとおり認定及び一部廃止するため、議決を求める。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 認定しようとする路線

路 線 名	起 点
	終 点
市 道 第 8 5 1 号 線	上坂部 1 丁目 3 6 - 4
	上坂部 1 丁目 3 6 - 1 0
市 道 第 8 5 2 号 線	上坂部 1 丁目 3 6 - 1 9
	上坂部 1 丁目 3 6 - 3 0
市 道 第 8 5 3 号 線	上坂部 1 丁目 3 6 - 2 6
	上坂部 1 丁目 3 6 - 1 0 8
市 道 第 8 5 4 号 線	上坂部 1 丁目 3 6 - 3 0
	上坂部 1 丁目 3 6 - 1 2
市 道 第 8 5 5 号 線	上坂部 1 丁目 3 6 - 8 4
	上坂部 1 丁目 3 6 - 9 1
市 道 第 8 5 6 号 線	上坂部 1 丁目 7 5 - 2
	上坂部 1 丁目 7 5 - 1
市 道 第 8 5 7 号 線	上坂部 1 丁目 3 6 - 5 9
	上坂部 1 丁目 3 6 - 5 4

2 一部廃止しようとする路線

路 線 名	廃 止 区 間
小 田 第 2 1 号 線	久々知 3 丁目 4 3 7
	久々知西町 2 丁目 1 3 0

(説 明)

開発事業の帰属に伴う路線

- ・ 認 定 路 線 ： 市道第 8 5 1 号線
 市道第 8 5 2 号線
 市道第 8 5 3 号線
 市道第 8 5 4 号線
 市道第 8 5 5 号線
 市道第 8 5 6 号線
 市道第 8 5 7 号線

一般の通行も無く、一部廃止が可能な路線

- ・ 一 部 廃 止 路 線 ： 小田第 2 1 号線

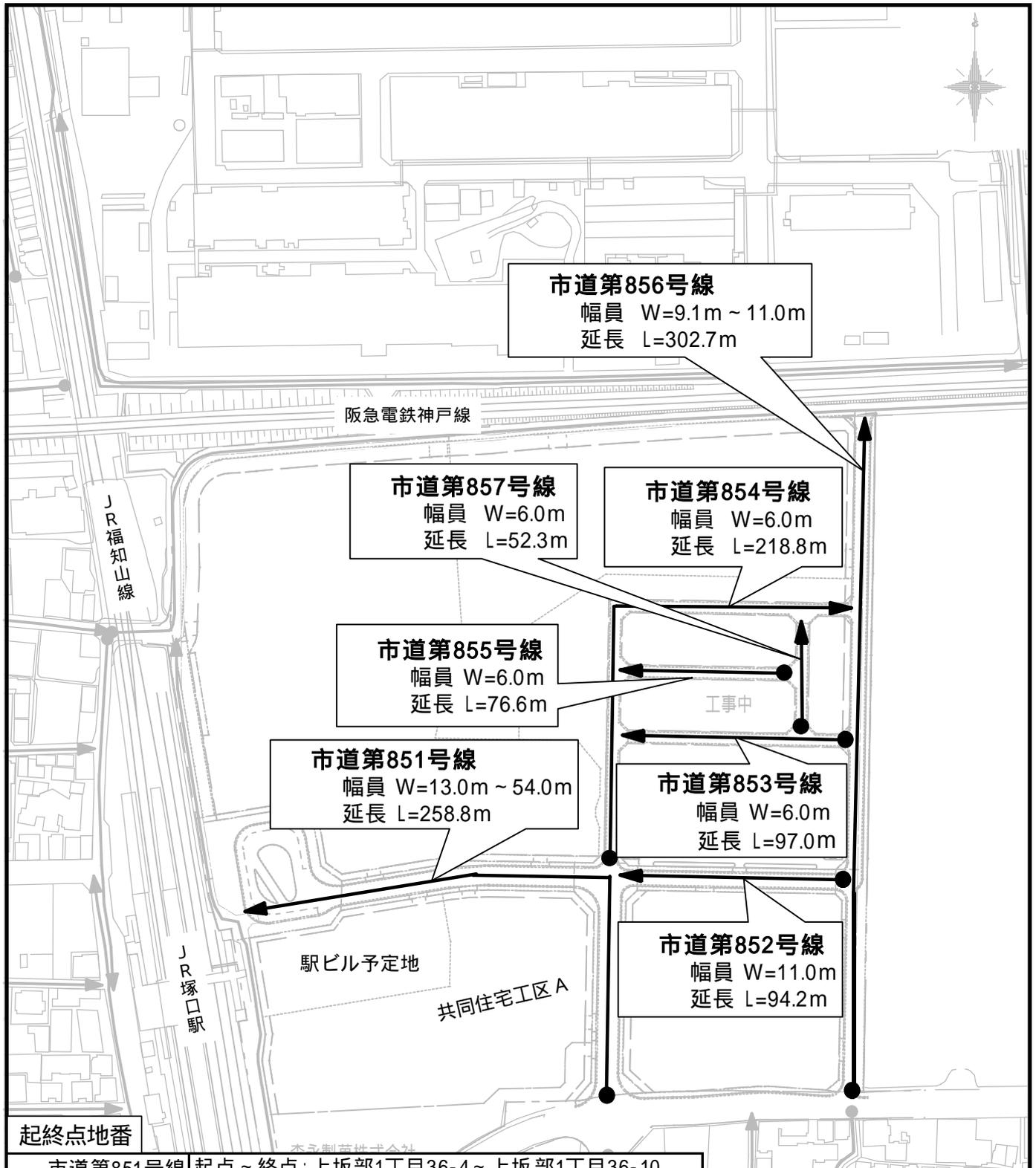
以上の路線を認定及び一部廃止するため、道路法第 8 条第 2 項（同法第 1 0 条第 3 項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、本案を提出する。

(参 考)

市道路線の認定図（別紙 1）

市道路線の一部廃止図（別紙 2）

市道路線の認定図 (1/2500)



起終点地番

市道第851号線	起点 ~ 終点: 上坂部1丁目36-4 ~ 上坂部1丁目36-10
市道第852号線	起点 ~ 終点: 上坂部1丁目36-19 ~ 上坂部1丁目36-30
市道第853号線	起点 ~ 終点: 上坂部1丁目36-26 ~ 上坂部1丁目36-108
市道第854号線	起点 ~ 終点: 上坂部1丁目36-30 ~ 上坂部1丁目36-12
市道第855号線	起点 ~ 終点: 上坂部1丁目36-84 ~ 上坂部1丁目36-91
市道第856号線	起点 ~ 終点: 上坂部1丁目75-2 ~ 上坂部1丁目75-1
市道第857号線	起点 ~ 終点: 上坂部1丁目36-59 ~ 上坂部1丁目36-54

凡例

新規認定路線

 終点 起点

既認定路線

 終点 起点

市道路線の一部廃止図 (S = 1/1500)

